

平成28年度 第20回庁議要旨

日時：平成29年1月23日（月）
午前9時～午前10時30分
会場：庁議室

[審議事項]

1 特定不妊治療費助成の拡充について（健康部）

結婚・妊娠・出産年齢の上昇や医療技術の進歩に伴い、体外受精、顕微授精等（特定不妊治療）により出生した子は出生数の3%（平成22年）を占める。国において「不妊に悩む方への特定治療支援事業」が平成16年度に創設されたことを受け、県において助成事業が開始された。

本市においても、平成27年度から独自助成を行っているところであるが、県では、平成28年1月に初回治療助成額の増額や男性不妊治療への対象拡大、同年4月には、対象となる妻の年齢を42歳まで、助成回数を通算6回までとする条件の設定が行われた。しかし、県が実施する特定治療支援による助成後も高額な治療費の負担が残ることが課題となっている。

このため、少子化対策として市においても、特定治療支援の対象者に対し独自支援策の拡充を行うことにより、更なる経済的、精神的な負担の軽減を図り、不妊治療を推進するもの。

(1) 主な内容

【石巻市特定不妊治療費助成事業】

- ① 対象者：ア 県の特定治療支援事業の助成を受けた夫婦
イ 治療期間及び市への申請日に、石巻市内に住所を有すること
- ② 助成の改正点

| | 現状 | 改正後 |
|------|---|---|
| 助成回数 | 1年度につき2回まで | 「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」で承認決定を受けた回数（通算最大6回） |
| 助成額 | 「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」で規定する特定不妊治療に対し10万円まで | 「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」で規定する ア 特定不妊治療に対し、10万円まで イ 男性不妊治療に対し、アとは別に10万円まで |

*平成27年度実績：82件（助成額 8,120,603円）

【参考】宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業の概要

- ① 対象者
- ア 申請日現在、宮城県内に住所があり、法律上婚姻をしている夫婦
- イ 体外受精・顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に判断され、指定医療機関で、治療を受けた夫婦
- ウ 総所得金額が730万円未満である夫婦（前年度の夫婦合算）
- ② 助成限度額
- ・初回30万円 2回目以降 1回につき7.5万円～15万円
 - ・男性不妊治療を実施した場合は上記とは別に15万円

③ 対象となる妻の年齢と助成回数

| 対象となる妻の年齢 | 助成回数 |
|---------------|--------------------|
| 治療開始年齢 40 歳未満 | 43 歳になるまでに通算 6 回まで |
| 治療開始年齢 40 歳以上 | 43 歳になるまでに通算 3 回まで |
| 治療開始年齢 43 歳以上 | 助成なし |

平成 27 年度までに通算期間が 5 年または助成回数が 10 回まで助成を受けた方は対象外

(2) 今後の予定

平成 29 年 3 月 石巻市特定不妊治療費助成事業実施要綱一部改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）
4 月 市報、ホームページ、チラシで周知

2 高齢者施設等の防犯防災対策事業の実施について（健康部）

昨年発生した神奈川県相模原市の障害者支援施設における殺傷事件を受け、高齢者施設等の防犯対策の強化や、地震、火災等の発生時に、自力で避難することが困難な高齢者施設等の入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全を確保するための施設改修の推進が必要となっている。

既存高齢者施設等における安全対策に必要な費用及び防災補強改修並びに老朽化に伴う大規模修繕等に要する費用について補助を行うことにより、防犯対策の強化や耐震化等の推進を図る。

(1) 主な内容

① 既存高齢者施設等の防犯対策強化事業

高齢者施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラの設置、外構等の設置・修繕など必要な安全対策に要する費用を補助する。

ア 対象施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等

補助基準額：1,800 千円以内／1 施設（補助率 1／2）

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保するため、耐震化改修や施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進するために要する費用を補助する。

ア 対象施設：小規模特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス、小規模介護老人保健施設

補助基準額：14,700 千円以内／1 施設（補助率 10／10）

イ 対象施設：認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等

補助基準額：7,370 千円以内／1 施設（補助率 10／10）

(2) 今後の予定

平成 29 年 2 月 市議会第 1 回定例会に補正予算を提案（同時に繰越明許費設定）

平成 29 年 3 月 「石巻市高齢者施設等の防犯防災対策事業補助金交付要綱」の制定、
交付決定（交付決定後、事業が完了次第、随時補助金を交付）

3 建築確認申請等手数料の減免期間の延長について（建設部）

東日本大震災により、大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、石巻市建築基準等に関する条例第 9 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、建築確認申請等手数料を全額減免しているところであるが、未だ多くの被災者が自立再建（住宅再建）できていない状況である中、減免期間が平成 29 年 3 月 31 日をもって終了となる。

被災者の自立再建を引き続き支援するため、建築確認申請等手数料の減免期間の延長を行うもの。

(1) 主な内容

宮城県を含む他の特定行政庁と同様に、東日本大震災により、大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、建築確認申請等手数料の減免期間を平成30年3月31日まで延長する。

【減免する建築確認申請等手数料】

- ア 建築確認申請手数料
- イ 中間検査申請手数料
- ウ 計画変更申請手数料
- エ 完了検査申請手数料
- オ 建築許可・認定申請手数料

(2) 今後の予定

平成29年1月下旬 「東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免等の取り扱いについて」の一部改正

4 防災集団移転促進事業地等における下水道事業等受益者負担金の減免対象者拡大について

(建設部)

東日本大震災により被災した市民への支援策として、防災集団移転促進事業7地区と被災市街地復興土地地区画整理事業で造成された新市街地（新蛇田、新蛇田南、新渡波、新渡波西、あけぼの北）5地区は、災害危険区域から移転する防災集団移転対象者について、下水道事業受益者負担金を減免するものとしていたが、防災集団移転者以外にも新市街地の宅地を提供することとなり、移転対象者が増加した。

新たな宅地提供対象者のうち、復興に係る都市計画事業等により移転を余儀なくされ、新市街地へ移転する世帯に対して、事業の円滑な推進と移転世帯の経費を支援するため、下水道事業受益者負担金を減免するもの。

(1) 主な内容

新市街地（既存住宅地（個人所有地）及び沿道・商業用地は除く）における下水道事業等の受益者負担金の免除対象者を追加する。

【現在の免除対象者】

- ・災害危険区域からの移転者

【拡大後の免除対象者】

- ・災害危険区域からの移転者
- ・石巻駅周辺地区の津波防災拠点市街地形成施設事業等及び都市計画道路整備事業（釜大街道線、石巻工業港運河線、御所入湊線、渡波稲井線、七窪蛇田線）に係る移転者

(2) 今後の予定

平成29年1月 防災集団移転促進事業地等における下水道事業等受益者負担金及び分担金の減免についての取扱いを改正

[報告事項]

1 平成28年度市民意識調査の結果について（総務部）

本調査は隔年で実施しており、市の施策の特定事項について、市民の関心、意向、要望等を調査し、意見を市政に反映させるための基礎資料を得ることを目的とするもの。

なお、今回調査から調査対象年齢をこれまでの「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げ実施している。

(1) 主な内容

調査対象者・調査内容等

- ① 調査対象者数：2,700人（市内に居住する満18歳以上の男女から無作為抽出）
- ② 調査期間：平成28年9月15日～平成28年10月7日
- ③ 調査項目：ア 東日本大震災に伴う復旧・復興事業について
イ 男女共同参画について
ウ 子育て支援について
エ 地域包括ケアについて
オ 観光に関する意識について
カ 広報事業について
- ④ 回答者数（回収率）：1,029人（38.1%）
- ⑤ 調査結果：別添「平成28年度石巻市市民意識調査 集計結果報告書」のとおり

(2) 今後の予定

平成29年1月 国会図書館等へ送付する他、情報公開コーナーに設置し、ホームページに掲載する。

2 東日本大震災石巻市追悼式開催について（総務部）

平成23年3月11日（金）午後2時46分頃発生した大地震とその後襲来した巨大津波により、石巻市では3,000名を超える方々の尊い命が奪われ、多数の方がいまだ行方不明となっている。

震災の犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を捧げるとともに、最大の被災地から「世界の復興モデル都市石巻」の実現を目指していく決意を新たにするため、市主催の追悼式を開催する。

(1) 主な内容

《追悼式典》

① 開催日時

平成29年3月11日（土）午後2時40分～午後4時（午後5時まで一般献花）

② 場所

河北総合センター

③ 形式

無宗教形式とし、祭壇の慰霊塔に参列者が献花する。

④ 次第

ア 開式

《国式典の模様を放映（NHK総合テレビ：地上波）》

イ 国歌斉唱

ウ 黙祷（午後2時46分）

エ 式辞（内閣総理大臣）

- オ 文仁親王おことば
 《国式典放映終了》
- カ 追悼合唱
- キ 式辞（市長）
- ク 追悼の辞
- ケ 追悼電報披露
- コ 御遺族代表のことば
- サ 御遺族代表献花
- シ 主催者、御来賓献花
- ス 参列者献花
- セ 閉式

⑤ 交通手段

各総合支所、支所、石巻駅前、大規模な仮設住宅及び復興公営住宅から会場まで送迎バスを運行する。

⑥ 献花場

本庁地区：本庁舎 4 階庁議室

雄勝地区：雄勝総合支所仮設庁舎

河南地区：遊楽館

桃生地区：桃生総合支所庁舎

北上地区：北上保健医療センター

牡鹿地区：牡鹿保健福祉センター

（献花時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時）

⑦ その他

ア 市民や企業等に対し、式典当日の半旗の掲揚及び地震発生時刻の午後 2 時 4 6 分の黙祷を呼び掛ける。

イ 国主催の追悼式が開催されることから、国主催の追悼式の模様を本市追悼式会場及び献花場において放映する。また、本市追悼式の模様を各献花場へ映像配信する。

(2) 今後の予定

平成 2 9 年 2 月 御遺族に対し、追悼式開催の案内状を送付

3 月 市報、新聞、ラジオ等で市民に周知

3 人事評価制度及び退職管理の公表について（総務部）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成 2 6 年 5 月に公布され、各自治体では「能力及び実績に基づく人事管理の徹底」と「退職管理の適正の確保」のための措置を講ずることとなり、併せて人事行政運営等の状況の公表により「人事評価」と「退職管理」を追加して公表することとなった。

地方公務員法の改正に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な改正を行うもの。

(1) 主な内容

- ・石巻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正

任命権者の報告事項に「職員の人事評価の状況」と「職員の退職管理の状況」を加える。

(2) 今後の予定

平成29年2月 平成29年市議会第1回定例会に「石巻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を提案（施行日：平成29年4月1日）

4 任期付短時間勤務職員制度について（総務部）

現在、本市の任期付職員の採用は、フルタイムでの任用のみであるが、今後の復興事業の進捗のみならず、臨時・パート・嘱託職員の任期付職員へのシフト等、任期付職員の任用形態は多様化することが想定される。

短時間勤務の任期付職員採用に対応するため関係例規の改正を行うもの。

(1) 主な内容

① 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正

ア 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条に規定される職員「任期付短時間勤務職員」の勤務時間・休暇等について改正する。

・勤務時間：4週を超えない期間につき、1週間当たりで31時間まで。

1日につき7時間45分まで。

・有給休暇：任期の定めのない常勤職員と同じ。有給休暇は勤務時間により調整

イ その他文言等の整理を行う。

② 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正

ア 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第2条に規定される職員「短時間勤務職員」を任期付職員として採用するため、任期・給料月額等について改正する。

・任期：3年以内（最長5年まで）

・給料月額：初任給計算による月額を勤務時間で割り戻した額

イ その他文言等の整理を行う。

(2) 今後の予定

平成29年2月 平成29年市議会第1回定例会に「石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を提案（施行予定日：平成29年4月1日）

5 育児休業対象者の拡大について（総務部）

平成28年8月8日に人事院が国会及び内閣に対し、少子高齢化の進展に伴い、公務において、適正な公務運営を確保しつつ、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進める必要について勧告を行い、育児休業等に関する法律の一部改正について公布された。

地方公務員の育児休業等に関する法律改正に基づき、本市職員の育児休業制度についても必要な改正を行うもの。

(1) 主な内容

・石巻市職員の育児休業等に関する条例の改正

育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える。

※特別養子縁組の監護期間：民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間
養子縁組里親：将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親委託

(2) 今後の予定

平成29年2月 平成29年市議会第1回定例会に「石巻市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例」を提案（施行日：公布の日から施行する。）

6 配偶者同行休業の再度の期間延長について（総務部）

人事院規則（職員の配偶者同行休業）の一部を改正する人事院規則が平成28年4月に公布され、配偶者同行休業の再度の延長ができる特別の事情が新たに規定された。

本市の休暇制度については、国の休暇制度等に準拠しており、国の制度決定原則に基づき必要な例規の改正を行うもの。

(1) 主な内容

- ・石巻市職員の配偶者同行休業に関する条例の改正

配偶者同行休業の延長を申請・取得し、さらに延長期間が満了する日以降も外国での勤務が引き続くこととなった場合に、再度の休業期間の延長を可能とする規定を加えるもの。

（再度の延長があっても、休業の最長期間3年は従来どおり変わらないもの。）

(2) 今後の予定

平成29年2月 平成29年市議会第1回定例会に「石巻市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例」を提案（施行日：公布の日から施行する。）

7 石巻市北上観光物産交流センター供用開始日の変更について（北上総合支所）

本施設は、環境省が進める「川のビジターセンター」に併設整備し、平成29年4月1日の供用開始を目指してきたところであるが、事業用地の取得等に不測の時間を要したことなどから、施行区域内の作業に大幅な遅れが生じたことによって建設工事に着手できていない状況である。

施設の整備に遅れが生じたため供用開始日を延期するもの。

(1) 主な内容

【変更前】

供用開始日：平成29年4月1日

【変更後】

供用開始日：平成29年11月（予定）

※条例に関しては施行期日を規則で定めるように改正予定

※参考

【施設の名称】

- ・石巻市北上観光物産交流センター

【施設の概要】

- ・木造平屋建て 延べ床面積：92.8㎡

(2) 今後の予定

平成29年 2月 市議会第1回定例会に「石巻市北上観光物産交流センター条例の一部を改正する条例」を提案（公布の日から施行）、建設工事着工

平成29年 9月 市議会第3回定例会に指定管理者の指定議案を提案

- 10月 建設工事完了
指定管理に係る基本協定の締結
- 11月 指定管理者に係る年度協定の締結
供用開始

8 いしのまき農業協同組合との高齢者地域見守りの取り組みに関する協定締結について（福祉部）

高齢者世帯の増加に伴って、社会貢献活動の一環として、いしのまき農業協同組合の職員等が日常行う業務の範囲において行う、「高齢者の地域見守り」について、いしのまき農業協同組合から石巻市へ打診があり、協議が整い協定を締結することになったもの。

いしのまき農業協同組合が日常業務の範囲において、高齢者に対する地域見守り活動に協力することにより、高齢者が安心して生活できる環境づくりに貢献していくことを目的とする。

(1) 主な内容

【対象世帯】

- ・いしのまき農業協同組合の組合員及び利用者とする。

【協力内容】

- ・いしのまき農業協同組合の業務を通じて、以下の異変等を発見した場合に市へ連絡する。
 - ① ポストに新聞や郵便物が何日も溜まったままで、確認している形跡がないとき。
 - ② 話が噛み合わなくなったときや、同じ話を何回もするようになったとき。
 - ③ 以前はできていたのに、お金の勘定ができなくなってきたとき。
 - ④ 服装が不自然（靴をはかない、パジャマ姿など）のまま外出しているとき。
 - ⑤ 体や顔に不自然なアザや傷が見られるとき。
 - ⑥ 悲鳴や怒鳴り声が頻繁に聞こえるとき。
 - ⑦ その他、異変等が発生していると推測できる状況にあるとき。
- ・なお、生命の危険に関わる緊急性があると認められる場合には、いしのまき農業協同組合の職員等は、救急車の手配や警察への連絡を行う。
- ・また、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域社会を目指し、いしのまき農業協同組合の職員を認知症サポーターとするための養成に取り組む。

(2) 今後の予定

平成29年1月30日 いしのまき農業協同組合との協定締結式

9 建築物省エネ法に係る適合性判定等の実施について（建設部）

建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物の省エネ性能の向上を図るため、新たに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下「建築物省エネ法」という。）が制定され、平成28年4月1日に既に誘導基準等が一部施行されており、平成29年4月1日から大規模な非住宅建築物（特定建築物）について、新築時等におけるエネルギー消費性能基準への適合義務及び適合性判定義務を課し、これを建築確認で担保する必要がある。

法律の施行に伴い、当該手数料の徴収を行うもの。

(1) 主な内容

建築物省エネ法の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者から手数料を徴収する。適合性判定を受ける時にはモデル建物法と標準入力法・主要室入力法の2つの計算方法から申請者が選択し申請する。なお、手数料については計算方法毎に異なる。

【各計算方法の概要及び使い分けについて】

① モデル建物法

概要：計画する建物の用途ごとにモデルとなる建物を設定し、このモデル建物に対して、評価対象建築物の仕様を適用することによって、基準の適否の判断を行う簡易評価方法
メリット：検証が短時間で終了する（2～3日）。申請者の入力項目が少ない。

デメリット：標準入力法・主要室入力法と比較し、値が厳しく評価される。

② 標準入力法・主要室入力法

概要：実際に建つ建物の面積・形状に仕様を当てはめて計算する詳細な評価方法

メリット：モデル建物法と比較し、より良い評価結果となる場合がある。

デメリット：検証が長期間になる（2週間～1か月）。申請者の入力項目が非常に多い。

③ 使い分けについて

法が求める義務基準は簡便なモデル建物法で検証し、BELS 認証（省エネルギー性能を5段階で評価し、認証する制度。ウェブサイトに掲載する等の広報が可能）を取りたい場合には標準入力法で検証を行う。

【手数料算出方法】

新規申請：国で示している想定所要時間×1時間当たりの人件費（宮城県の標準単価）

変更申請：新規申請手数料の2分の1（端数処理は宮城県基準に準じる。）

① モデル建物法（簡易な計算方法）

| 申請面積（㎡） | 新規申請 | 変更申請 |
|----------------------|-----------|-----------|
| ～300 以内 | 82,300 円 | 41,100 円 |
| 300 を超え～2,000 以内 | 138,000 円 | 69,000 円 |
| 2,000 を超え～5,000 以内 | 223,000 円 | 111,000 円 |
| 5,000 を超え～10,000 以内 | 291,000 円 | 145,000 円 |
| 10,000 を超え～25,000 以内 | 350,000 円 | 175,000 円 |
| 25,000 を超えるもの | 411,000 円 | 205,000 円 |

② 標準入力法・主要室入力法（詳細な計算方法）

| 申請面積（㎡） | 新規申請 | 変更申請 |
|----------------------|-----------|-----------|
| ～300 以内 | 215,000 円 | 107,000 円 |
| 300 を超え～2,000 以内 | 348,000 円 | 174,000 円 |
| 2,000 を超え～5,000 以内 | 497,000 円 | 248,000 円 |
| 5,000 を超え～10,000 以内 | 612,000 円 | 306,000 円 |
| 10,000 を超え～25,000 以内 | 723,000 円 | 361,000 円 |
| 25,000 を超えるもの | 825,000 円 | 412,000 円 |

※適合性の判定については、手数料と同額で民間業者（県内に事業所を置く登録建築物エネルギー消費性能判定機関等）に委託予定

【適合性判定に係る規制措置について】

建築物省エネ法において次の規制措置が実施された。

① 2,000㎡以上の非住宅建築物

省エネ基準適合義務・適合性判定義務が生じる。合致しない場合は建築確認を許可することができない。

② 300㎡以上の住宅・非住宅建築物

省エネ基準に適合している旨の計画書の届出義務が生じる。適合しない場合は指示・命令等を出す場合がある。

③ 300㎡以下の住宅・非住宅建築物

省エネ基準に適合させる努力義務がある。

(2) 今後の予定

平成29年2月 市議会第1回定例会へ「石巻市手数料条例の一部を改正する条例」を提案

3月 「石巻市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」の一部改正

(いずれも平成29年4月1日施行)

[その他]

- ・第17回復興交付金配分額一覧（提出時点）について復興政策部より説明
- ・石巻市広域避難計画[原子力災害]について総務部より説明
- ・第2回石巻市創業ビジネスグランプリ表彰式について産業部より説明

以上